

## 参考資料1 評価の実施方法

## 評価委員会について

### 1. NEDOにおける研究評価の位置付けについて

平成15年10月、独立行政法人として新たにスタートしたNEDOは、全ての事業について評価を実施することを定め、不断の業務改善に資するべく評価を実施しています。

研究評価は、その実施時期により、事前評価、中間評価、事後評価及び追跡調査・評価に分類されます。(図1)

NEDOでは、研究開発マネジメントサイクル(図2)の一翼を担うものとして研究評価を位置付け、評価結果を事業の資源配分、事業計画等に適切に反映させることにより、事業の加速化、縮小、中止、見直し等を的確に実施し、「成果を挙げるNEDO」、「利用しやすいNEDO」の実現を目指しています。

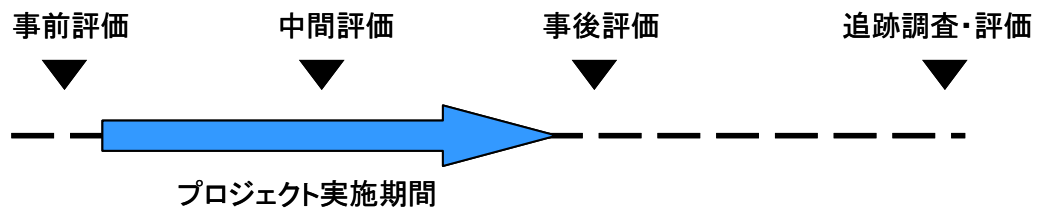


図1 研究評価の実施時期

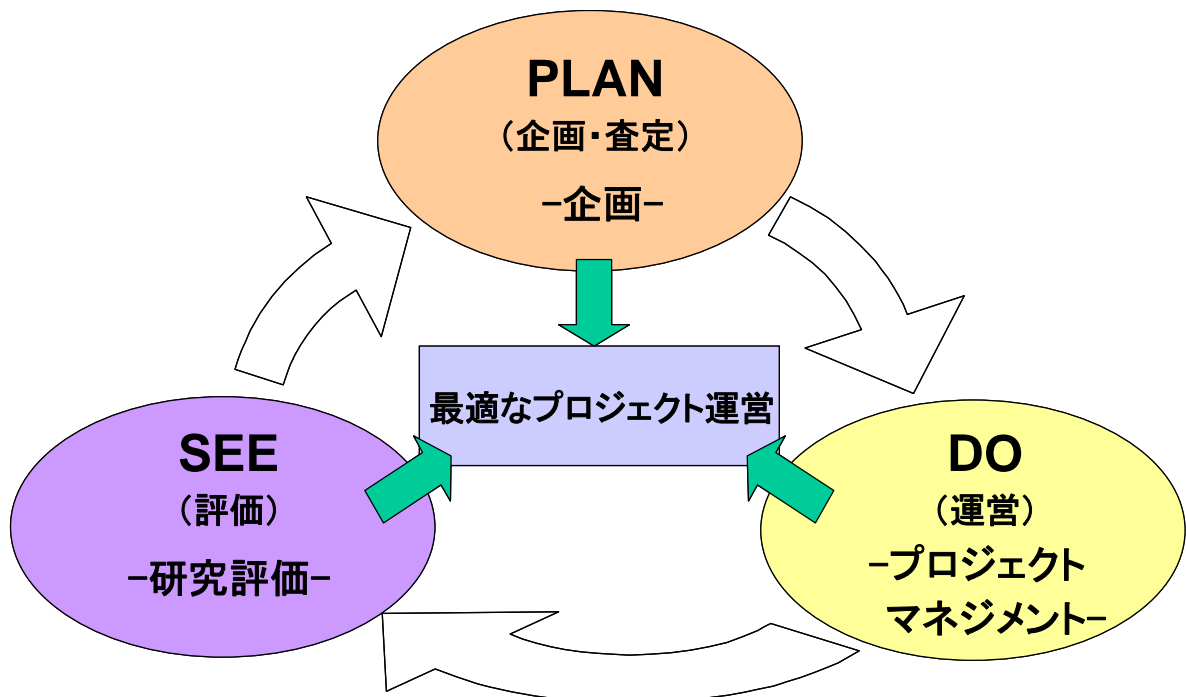


図2 研究開発マネジメントサイクル概念図

## 2. 研究評価の目的

NEDO では、次の 3 つを目的として掲げ、研究評価を実施しています。

- (1) 業務の高度化等の自己改革を促進する。
- (2) 社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
- (3) 評価結果を資源配分に反映させ、資源の重点化及び業務の効率化を促進する。

## 3. 研究評価の共通原則

研究評価の実施にあたっては、次の 5 つを共通原則としています。

- (1) 評価の透明性を確保するため、評価結果のみならず評価方法及び評価結果の反映状況を可能な限り被評価者及び社会に公表する。
- (2) 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。
- (3) 評価の実効性を確保するため、資源配分及び自己改革に反映しやすい評価方法を採用する。
- (4) 評価の中立性を確保するため、可能な限り外部評価又は第三者評価のいずれかによって行う。
- (5) 評価の効率性に留意するため、研究開発等の必要な書類の整備及び不必要な評価作業の重複の排除等に努める。

## 4. 研究評価の種類

NEDO では、事業の規模、目的、内容及び性格に応じて、研究評価を行っています。

研究評価は、次の種類に大別されます。また、それぞれ、評価の実施時期により、① 事前評価、② 中間評価、③ 事後評価、④ 追跡調査・評価があります。

### 【プロジェクト評価（制度を除く）】

NEDO が自ら定めたプロジェクト基本計画に基づき実施する研究開発事業に係る評価。

### 【制度評価】

研究開発内容を定期的に公募・選定して実施する研究開発事業に係る評価。

なお、制度下で実施される各研究テーマ（個別テーマ）についても、評価を実施しています。

## 5. 今回の評価及び評価委員会について

「半導体アプリケーションチッププロジェクト（情報家電用半導体アプリケーションチップ技術開発）」は、「制度」に分類されています。今回の評価は、「個別テーマについての事後評価」です。個別テーマの事後評価の作業フローを図 3 に示します。

個別テーマに関する評価については、図 4 に示す実施体制で評価を実施しています。推進部署である電子・情報技術開発部が評価事務局となり、外部有識者からなる評価委員会を設置し、評価を行います。また、評価方法を決定するにあたっては、研究評価広報部と

連携を取っています。

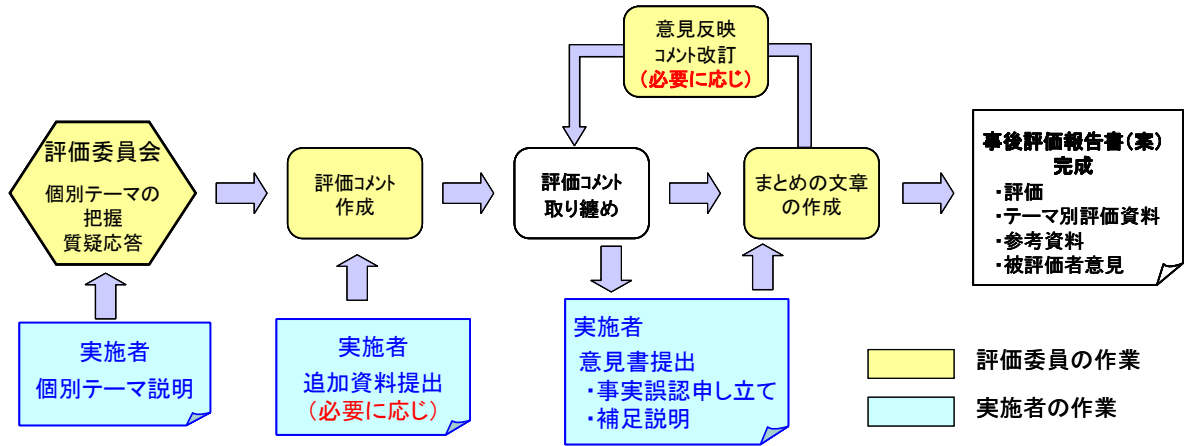


図3 個別テーマの事後評価の作業フロー

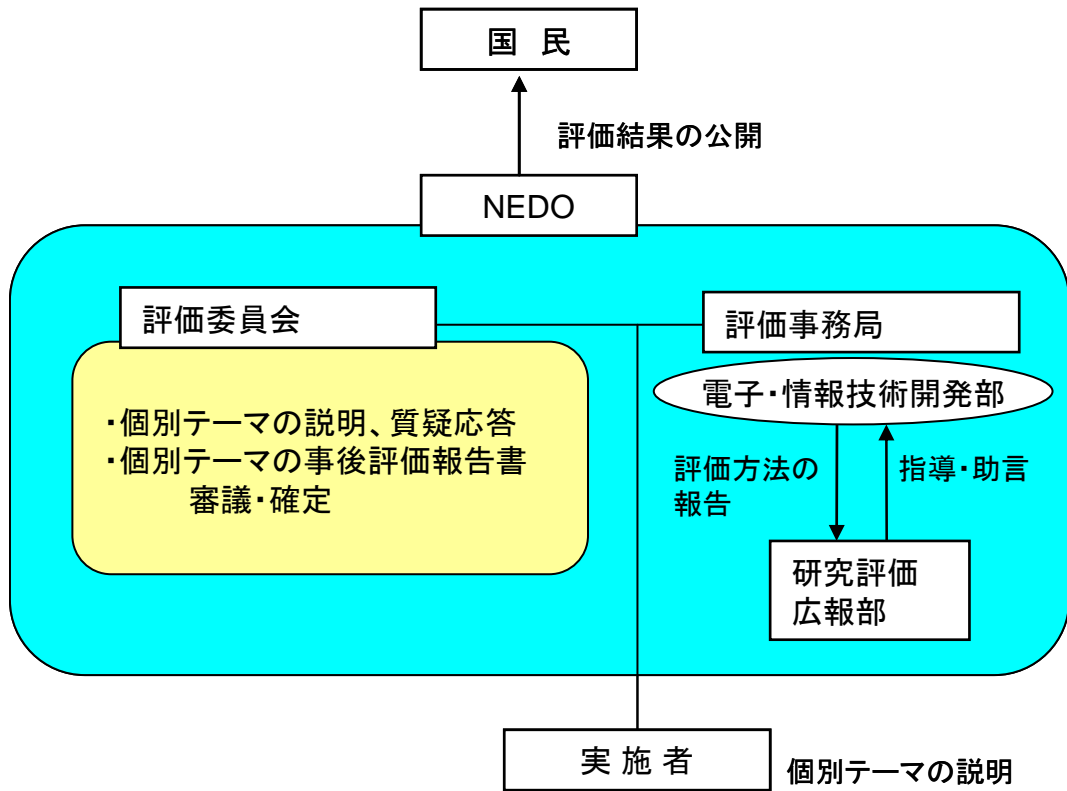


図4 制度に関する評価の実施体制

## 6. 評価委員会の公開

- (1) 議事録（記名）については原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し公開する。  
また、議事要旨については、原則として 1 週間以内に作成し、公開する。
- (2) 配付資料は、原則として公開する。
- (3) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
- (4) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (5) 知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は自主的企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等については、委員長の判断により、テーマ別事後評価委員会を非公開とすることができる。  
この場合、公開される議事録、議事要旨にはテーマ別事後評価委員会が非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

## 評価項目・評価基準

個別テーマについては、以下の 2 つの評価項目・評価基準とする。なお、評価の対象となる個別テーマの内容に即して評価の視点（中黒（・）で示される項目）を選ぶ。

### 評価項目[1] 研究開発成果について

#### (1)目標の達成度

- ・ 成果は目標値をクリアしているか。
- ・ 全体としての目標達成はどの程度か。
- ・ 目標未達成の場合、目標達成までの課題を把握し、課題解決の方針が明確になっているか。

#### (2)成果の意義

- ・ 成果は市場の拡大或いは市場の創造につながる事が期待できるか。
- ・ 成果は、世界初あるいは世界最高水準か。
- ・ 成果は、新たな技術領域を開拓することが期待できるか。
- ・ 成果は汎用性があるか。
- ・ 投入された予算に見合った成果が得られているか。
- ・ 成果は、他の競合技術と比較して優位性があるか。

#### (3)知的財産権等の取得及び標準化の取組

・ 知的財産権等の取扱（特許や意匠登録出願、著作権や回路配置利用権の登録、品種登録出願、営業機密の管理等）は事業戦略、または実用化計画に沿って国内外に適切に行われているか。

・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、得られた研究開発の成果に基づく国際標準化に向けた提案等の取組が適切に行われているか。

#### (4)成果の普及

- ・ 論文の発表は、研究内容を踏まえ適切に行われているか。
- ・ 成果の受取手（ユーザー、活用・実用化の想定者等）に対して、適切に成果を普及しているか。また、普及の見通しは立っているか。
- ・ 一般に向けて広く情報発信をしているか。

### 評価項目[2] 実用化、事業化の見通しについて

#### (1)成果の実用化可能性

- ・ 産業技術としての見極め（適用可能性の明確化）ができているか。

- ・ 実用化に向けて課題が明確になっているか。課題解決の方針が明確になっているか。
- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、国際規格化等、標準整備に向けた見通しが得られているか。

## (2)事業化までのシナリオ

- ・ NEDO後継プロジェクト、NEDO実用化助成、企業内研究等、プロジェクト終了後の事業化までの道筋は明確か。
- ・ コストダウン、競合技術との比較、導入普及、事業化までの期間、事業化とそれに伴う経済効果等の見通しは立っているか。

## (3)波及効果

- ・ 成果は関連分野への波及効果（技術的・経済的・社会的）を期待できるものか。
- ・ プロジェクトの実施自体が当該分野の研究開発や人材育成等を促進するなどの波及効果を生じているか。

なお、当初予定した実施期間の途中で中止した個別テーマについては、以下の評価項目・評価基準とする。

### 評価項目[1] 実施内容の妥当性

- ・ 中止した時点までの計画と比べて、研究開発の進捗は妥当か。
- ・ 中止に至るまでに、社会・経済の情勢の変化及び政策・技術動向に機敏かつ適切に対応しているか。

## 評点法の実施について

### 1. 評点法の目的、利用

- 評価結果を分かりやすく提示すること
- テーマ別事後評価報告書を取りまとめる際の議論の参考
- テーマ別事後評価報告書を補足する資料
- 制度評価の成果軸における評価に反映

### 2. 評点方法

#### (1) 評点の付け方と判定基準

- 各評価項目について4段階（A（優）、B（良）、C（可）、D（不可））で評価する。
- 判定基準は以下の通り。考慮事項を踏まえ、各判定基準に従って評点付けを行う。  
 なお、評価の対象となる個別テーマの内容に即して評価の視点を選ぶ。

#### 判定基準

評価項目[1] 研究開発成果について		
・非常によい	→A（優）	考慮事項(参考)
・よい	→B（良）	(1) 目標の達成度 [ a b c d ]
・概ね妥当	→C（可）	(2) 成果の意義 [ a b c d ]
・妥当とはいえない	→D（不可）	(3) 知的財産権等の取得及び標準化の取組 [ a b c d ]
		(4) 成果の普及 [ a b c d ]
評価項目[2] 実用化の見通しについて		
・明確に実現可能なプランあり	→A（優）	考慮事項（参考）
・実現可能なプランあり	→B（良）	(1) 成果の実用化可能性 [ a b c d ]
・概ね実現可能なプランあり	→C（可）	(2) 事業化までのシナリオ [ a b c d ]
・見通しが不明	→D（不可）	(3) 波及効果 [ a b c d ]

- 当初予定した実施期間の途中で中止した個別テーマについては、以下のように行う。

#### 判定基準（中止テーマ）

評価項目[1] 実施内容の妥当性		
・妥当である	→A（良）	
・概ね妥当である	→B（可）	
・妥当とはいえない	→C（不可）	



(2) 評点法実施のタイミング

- 各委員へ評価付けを依頼する。
- テーマ別事後評価報告書（案）を確定する前に評点結果を委員に提示し、評点の確認及び修正を依頼する。
- テーマ別事後評価報告書（案）の確定に合わせて、評点の確定を行う。

(3) 評点結果の開示

- 委員の最終的な評価点を、A=3点、B=2点、C=1点、D=0点で数値化し、委員の平均点を各評価項目の評点とし、評点法による評点結果として公表する。
- 評点法による評価結果の開示については、評点のみが一人歩きすることのないように慎重に対応する。

## テーマ別事後評価報告書の構成について

### 1. テーマ別事後評価報告書の目次

下記目次の第1章を評価委員会でまとめる。

#### 目次

はじめに

委員名簿

審議経過

#### 第1章 評価

##### 1. 個別テーマに関する評価結果

1.1 リアルタイム情報家電用マルチコア技術の研究開発

1.2 情報家電用マルチメディアセキュアチップ TRON-SMP の研究開発

.....

1.9 FeRAM/FD-SOI 混載アプリケーションチップの研究開発

##### 第2章 評価対象テーマの内容

2.1 リアルタイム情報家電用マルチコア技術の研究開発

2.2 情報家電用マルチメディアセキュアチップ TRON-SMP の研究開発

.....

2.9 FeRAM/FD-SOI 混載アプリケーションチップの研究開発

#### 参考資料

1. 評価の実施方法

2. プロジェクト説明資料

3. プロジェクト全体に対するコメント

4. 被評価者意見

### 2. 第1章のまとめ方

各個別テーマ毎に以下のように各委員の評点、及びコメントを取りまとめる。

## 第1章の取りまとめ方の例

例：

### 1.1 ○○○の研究開発

実施者：○○社

評価項目	平均値
[1] 研究開発成果について	
[2] 実用化、事業化の見通しについて	

評価委員の評点の平均値を記載

#### (1) 総合評価

評価委員の意見を取りまとめて作成した文章。10行程度。

#### (2) 研究開発成果に関する評価

(肯定的意見)

各委員の生の意見 (無記名)

(問題点・改善すべき点)

各委員の生の意見 (無記名)

(その他の意見)

#### (3) 実用化、事業化の見通しに関する評価

(肯定的意見)

各委員の生の意見 (無記名)

(問題点・改善すべき点)

各委員の生の意見 (無記名)

(その他の意見)